

物 件 調 査 書

物件番号 29

所在地		北海道川上郡弟子屈町鈴蘭4丁目8番18 外2筆					
住居表示		北海道川上郡弟子屈町鈴蘭4丁目4街区					
現況地目及び面積等		宅地	3,008.90 m ²			工作物	—
						立木竹	—
登記簿	地番	8番18	8番76	8番80			
	地目	宅地	宅地	宅地			
	数量	1,154.27m ²	628.88m ²	1,225.75m ²			
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路の状況		北西側	舗装町道	幅員約 10.7 m	(法第42条第1項第1号道路)		
		北東側	舗装町道	幅員約 9.2 m	(法第42条第1項第1号道路)		
法令に基づく制限	都市計画法	都市計画区域内(非線引)					
		用途地域	準工業地域 第一種中高層住居専用地域				
		地域・地区					
		建ぺい率	60% 60%				
		容積率	200% 200%				
		高度制限	指定なし 指定なし				
	防火指定	指定なし 指定なし					
その他	・都市開発法第29条(開発行為の許可) ・土壌汚染対策法 ・景観法						
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有				
	公共下水道	接面道路配管	有				
	都市ガス	接面道路配管	無				
交通機関		バス	阿寒バス 『開発前』 停留所まで徒歩4分				
公共施設		弟子屈町役場		弟子屈町立弟子屈小学校		弟子屈町立弟子屈中学校	
参考事項		<ul style="list-style-type: none"> ・当該物件は、接面道路と高低差があるため、車両の進入は北西側の一部からしかできません。 ・当該物件の用途地域は、準工業地域及び第一種中高層住居専用地域となっています。詳細については、弟子屈町に照会願います。 ・当該物件内には高低差があります。 ・当該物件の北側及び南側隣接地から、樹木及び樹木の枝が越境しています。 ・当該物件の東側隣接地から、コンクリート土留の一部が越境して設置されています。 ・当該物件内の北西側接面道路から電柱の支線が越境し、上空を架線が通過しています。 ・当該物件内には、所有者不明の鉄製土留及び側溝が設置されています。 ・当該物件の南西側を除く境界線付近には傾斜があり、北西側及び南東側境界線付近には切株が多数あります。 					

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

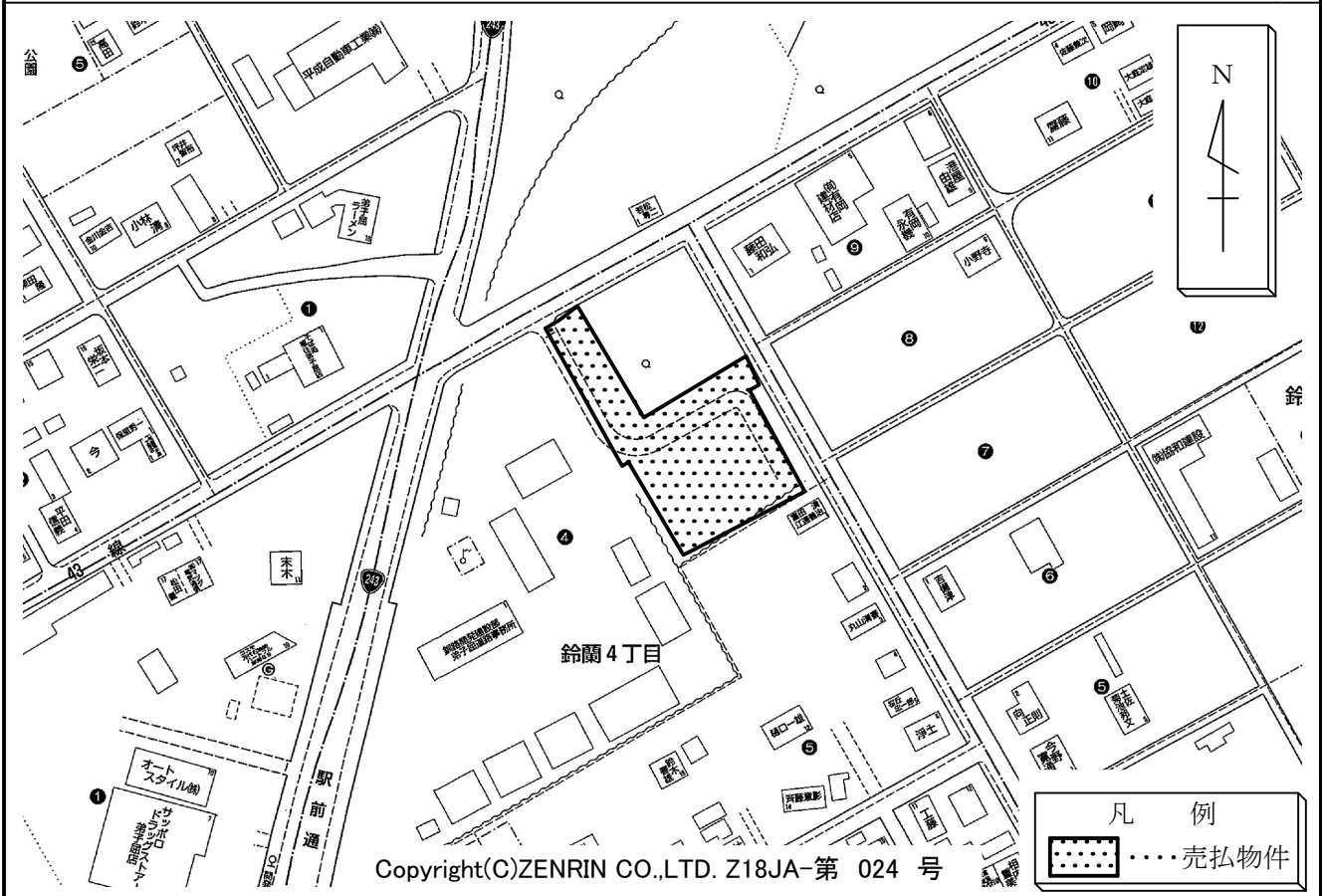
所在地

川上郡弟子屈町鈴蘭4丁目8番18 外2筆

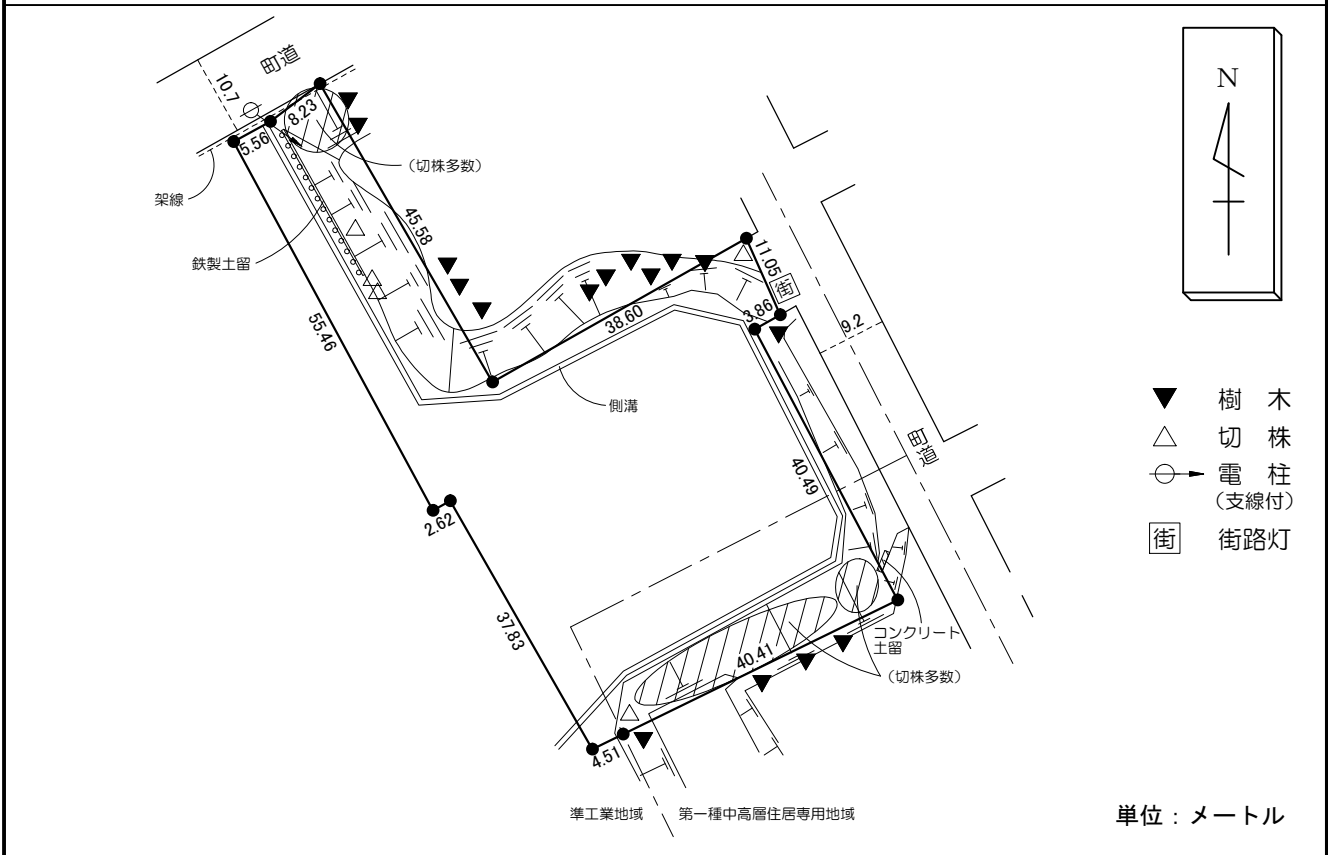
物件番号

29

案内図



概要図



※物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地の確認を行ってください。

物件番号	029
所在地	川上郡弟子屈町鈴蘭4丁目8番18 外2筆

